**７項目　・**

第４章

解雇・退職とは何？

|  |
| --- |
| **Dさんの場合**あなたはクビだよ。明日から来なくていいよ。 |
| えっ？！　突然？！理由は何ですか？ |
| **Eさんの場合**受験もあるし、そろそろアルバイト辞めたいなぁ。どうしたらいいの？ |
| DさんとEさんの場合で何が異なるのか、次のページで見てみましょう。 |

会社が一方的に労働者をめさせることです。

正当で納得できる理由がないと、会社は自由に解雇できません。

とは

第４章

※期間の定めのある契約（契約社員など）の場合、その期間は、労働者と

会社双方で「その期間働きます・雇います」という約束をしています。

よって、会社からの一方的な解雇は約束違反となり、例えば、「会社が災害で事業を続けられない」、「労働者が会社のルールをわざと守らなかった」等の**「やむを得ない理由」**がなければ解雇できません。

また、会社は解雇をする日より３０日前までに労働者に予告をする必要があります。

予告がない場合は（３０日－解雇日までの日数）分の平均賃金（１日あたりの賃金の

平均）を支払う必要があります。

とは？

****

労働者が自らので、会社を辞めること。

**◆期間の定めのない（正社員など）における退職**

会社の同意は必要なく、いつでも退職をすることができます。

退職のをした日から2週間てば、辞めることができます。（ｐ９参照）などに「退職の１か月前までに申し出ること」などの決まりがある場合でも、２週間てば辞められるのが原則ですが、に（いなく）退職したい場合は、会社のルールにって辞めるのが望ましいでしょう。

**◆期間の定めのある（契約社員など）における退職**

　　原則、期間のでは退職できません。　ただし、「やむをない理由（な病気やケガなど）」がある場合は辞めることができる場合があります。

　　約束した契約期間の途中で勝手に辞め、会社に損失を与えると

（など）が生じる場合もあります。会社とよく話し合い、に退職しましょう。